天保九戊八月
七十才　閑　老主人□□

（おことわり）読者の便を考え句読点、濁点、よみ仮名及び例言を施した。
（以上）

研究

古い襖の下張から

佐伯藩家中の書翰筆跡を女つかし主

会員　安部　力

一昨年の今頃であったか、山陰の旧士族屋敷の前を通っていると、つい先頃まであった旧家が取り壊され、ブルドーザーで整地中である。立止って見ると、横に古い建具類が山の様に積み上げられている。

ふとその中の一枚の襖、破れている下から古い墨字が覗いている。私はとっさに先頃読んだ新聞記事を思い出した。山口県のあるお寺の襖の下張から、桂小五郎の手紙が出て来たということである。

私は早速責任者に話して五、六枚の襖を貰うて帰り、胸をハズマせながら解体したものである。襖の下から出るは出るは――、

○文政五午年　御小姓頭日記
○安政五戊午年　御船中御用中継帳
○嘉永七寅年　御用日々中績帳　御小姓戸
○安政六未年　伺書並道中休泊附
○安政四巳年　御用日記　御用書
○安政六未年　道中金銭掛

等の表紙や中身、更にまた戸倉重貞、阿南宗兵衛、古川氏等の夥しい数量の手紙類。又九代寛洪院様云々、奥井春碩、中島増太（子玉）等の文字の記載されている日記帳といろいろである。

これらは只今整理中であるが、浅学な私には読解は不可能である。然し何とかとりまとめて順次紹介申したいと思っている。

まず手始めに今回は佐伯藩家中の方々の、見事な筆跡を示す手紙の目録を掲げよう。宛先はすべて回天藩右衛門、用紙は薄手の和紙巻紙、タテ十四糎（稀に十六糎のものもある）、殆んど私信であるが次に示す例のように、先ず上々様（殿様）の御機嫌を伺い、四時折々の挨拶が主で、凡て型のような手紙で、ちゃんと氏名から花押まで整っている。資料としてはいささか物足りない。然し藩政も終りに近い今から百二十年前ごろの五十数人の家中の面々の筆跡が楽しまれる。

私は次に示すように一人一人（中には二人）大型の封筒に入れて、かなり大冊の本に仕立てて貼りつけ、故読の便を考えている。御覧になりたい方には喜んで提供するように考えている。

佐伯藩御家中書翰目録

	氏名	数量	参考記事
一	戸倉刑部重貞	二通	十代高泰公代家老戸倉重定　天保三年六月―嘉永四年ボ
二	簑川長兵衛勝壽	二通	〃御番頭、〃家老簑川勝寿　嘉永四年正月―安政元年八
三	関谷三郎兵衛長俊	四通	〃関谷長俊（〃家老）　〃蔵（御番頭）〃
四	関谷和多理長	一通	〃御年寄（御取次）〃　〃善左門（〃士）
五	中村斉左衛門統業	一通	側御用人　御側御用人。
六	山口特書左衛門	一通	

	氏名	数量	参考記事
七	山崎西郷治	三通	
八	梶西平馬 典為	四通	御側御用人
九	梶西左織 典治	二通	
一〇	河南宗兵衛 惟	十五通	御側御用人
一一	河南 勇惟敏	三通	
一二	古川長左衛門 可澄	二通	御物頭
一三	古川克記 [illegible]通	二通	
一四	関七郎左衛門 成忠	一通	御物頭格
一五	関[illegible] 成美	二通	
一六	羽野[illegible] 盛勢	一通	
一七	坂[illegible] 永年	二通	御取次
一八	坂[illegible] 永通	二通	
一九	西[illegible]兵衛 [illegible]	一通	御取次
二〇	国[illegible] 直理 [illegible]	五通	国矢藤左衛門の親戚か
二一	国矢直理 卯経	二通	今前
二二	太田[illegible] 重貞	二通	御給人格
二三	大[illegible]盛太夫 良知	二通	
二四	松井権助 逐復	一通	
二五	松井弥兵衛 逐直	一通	
二六	土屋六右衛門 直行	一通	
二七	土屋[illegible]衛 直紀	一通	
二八	小[illegible] [illegible]	一通	
二九	山口藤左衛門 正嘉	一通	
三〇	山[illegible]口 傳正直	一通	

	氏名	数量	参考記事
三一	浜田柚右衛門 [illegible]	一通	
三二	野村 椎六 春幸	一通	
三三	小田清兵衛	二通	(小田清士と連名で)
三四	浅沢直之丞 如壽	一通	(外に浅沢伝左衛門と連名一通あり)
三五	浅沢左源太 宣可	二通	
三六	浅沢伝左衛門 如心	二通	平士
三七	飯塚富太郎 常実	一通	
三八	田原新蔵 親俊	一通	
三九	保田新左衛門 信方	一通	平士
四〇	関 [illegible] 平一 敏	一通	
四一	小林七郎左衛門 [illegible]	一通	御取次
四二	小林[illegible]之丞 [illegible]吉	一通	
四三	古賀直衛 親賢	一通	
四四	黒木常右衛門 [illegible]澄	一通	平士
四五	大[illegible]作太郎 恭[illegible]	一通	
四六	今泉元迪 [illegible]	一通	(御医師に今泉元甫あり)
四七	岡崎敬右衛門 重[illegible]	一通	
四八	岡崎主人 [illegible]遠	一通	
四九	山中 [illegible]正己	五通	(平士に山中建蔵あり)
五〇	佐藤松蔵 正俄	連名一通	
五一	長田友左衛門 義孝		
五二	衛藤順左衛門 [illegible]治		
五三	松井権助 逐復	一通	
五四	田中武右衛門	一通	

	氏名	数量	参考記事
五五	山元郡右衛門 正遠	一通	
五六	（村林正左衛門）	一通（連名で）	佐伯藩士らしくない
五七	（葛飼吉右衛門）	一通（連名で）	仝前
五八	（西村平造）		仝前
五九	（草刈八郎）		仝前
六〇	（朝石大助）	一通	（署名部分を欠くも朝石大助の筆跡らしい）

外に尚署名部分脱落の書翰等十数葉あり。
頭部の番号は書翰集順序、参考記事は増村氏の著書の所説による。
書翰は殆んど同一形式のものであるが、その中の一通を例示しよう。

一筆啓上仕候向暑の節御座候得共
殿様海陸益御機嫌克被遊御着府恐悦至極奉存候随而
御手前様愈御勇健被成御勤仕珍重奉存候　御家内様其
余御親類中様愈御安養被成御渡是亦目出度奉存候
御兄様にも海陸無御障被成御供候間決而御気遣被成
間敷候　海陸彼是御厄介に相成り御陰を以首尾好着
仕難有奉存候　扨乗船之砌は種々[illegible]り御餞別難有奉
存候　然る去る十日宗兵衛義不存寄御用人本給被
仰付難有仕合奉存候　然上は御世話に相成可申候間
無御遠慮御差図奉願候　宿元之義無御遠慮御差図是
亦宜敷様奉希上候　[illegible]而私義無相勤罷在候間乍憚
御休意被下候　右は時候御見舞御挨拶旁以愚札如斯
御座候　恐惶謹言

四月十七日　　阿南　勇　惟敏　花押

岡矢藤右衛門様
余人々御中

猶々時節折角御保養被成御勤仕候様専一之御
義奉存候　乍筆末　（註この二行は用紙前端に記入）

先日某旧家が家屋内の改装をしたと聞いたので、永用の襖でも残っていないかと同家を訪うたが、一枚の襖も残って居なかった。私は機会ある毎に古い襖や古文書類を尋ねて見るが、現在の新築ブームで、是等の古い物は殆んど焼却されて居る様である。

私は会員諸氏にお願いしたい。旧家の襖や屏風の下張等には、これらの古文書類がまだまだ蔵されて居るものと思います。家屋の新築に当つてはもう無用のものとして空地に積み上げて焼きすてるのが普通、そんな際を逸せず交渉して、焼却寺より守り度いと希望する次第である。

（以上）

研修記録

宇佐地方の社寺に学ぶ

十一月二十二日のバスによる研修旅行記

弥生町文化財調査委員
本会会員　伊賀重雄

佐伯史談会が地域外研修の本年度最後の研修を今回は宇佐地方にもとめ、十一月二十二日に行われることを史談に報じられていたが、近頃私事が繁忙をきわめていたので半ば参加を断念していたが、所用で佐伯に出たところ大手前で羽柴先生にばったりお会いし、席も空いているから参加しないかとのお誘いがあり、その時はばっきりお返事が出来ないまゝ別れたが、当日の朝になり、折角の好機逸すべからずと思い立ち、任度もそこそこにして畑末のバス停に急いだ。

午前八時すぎバスが来た。満員に近い盛況、弥生から日南海新聞の吉良氏夫妻と泥谷氏と私の四人だけ、これ